

西南学院大学における公正な研究活動の推進及び公的研究費の適正な運営・管理に関する基本方針

2017（平成29）年1月10日

部長会議 承認

2022年2月18日

部長会議 改正

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、本学における研究活動の不正防止に向けた取組みを推進する観点から、以下のとおり基本事項を定めるものとする。なお、公的研究費の管理体制に関する事項は、「西南学院大学公的資金管理規程」（2007（平成19）年11月1日）、研究活動における不正行為への対応に関する事項は、「研究活動の不正行為に関する取扱い規則」（2008（平成20）年7月1日）に定める。

1. 機関内の責任体系の明確化

(1) 最高管理責任者は学長とし、本学全体を統括し、公正な研究活動の推進及び公的研究費の運営・管理について、その重要性に鑑みて適正な措置を講じ、最終責任を負う。

<役割>

ア 不正防止対策の基本方針を策定・周知し、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理を行えるよう適切にリーダーシップを発揮する。

イ 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、理事会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について理事等と議論を深める。

ウ 様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

(2) 統括管理責任者は副学長（教育・研究担当）とし、最高管理責任者を補佐し、公正な研究活動の推進及び公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する責任を負う。

<役割>

最高管理責任者の策定した基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者へ報告する。

(3) 研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者は以下のとおりとする。

研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者との確認ののち、研究倫理教育及びコンプライアンス教育並びに公的研究費の運営・管理の実務面について、所管する部局を統括する責任を負う。

ア 学部教育に関しては、教務部長

イ 研究に関しては、学術研究所長

ウ 大学院に関しては、大学院学務部長

エ 大学院法務研究科に関しては、大学院法務研究科長

<役割>

- ア 所管する部局における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- イ 不正防止を図るため、所管する部局において研究倫理教育及びコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理・監督する。
- ウ 所管する部局において、定期的に啓発活動を実施する。
- エ 所管する部局において、公的研究費の管理・執行等についてモニタリングを実施し、状況に応じて改善を指示する。

(4) 監事は、次に掲げる役割を担うものとする。

- ア 不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認し、意見を述べる。
- イ 特に、統括管理責任者又は研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認する。
- ウ 確認した結果について、理事会等において定期的に報告し、意見を述べる。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- (1) 統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究費に関わる全ての構成員を対象とした研究倫理教育及びコンプライアンス教育を実施するとともに、内容を定期的に点検し、必要な見直しを行う。
- (2) 統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究費に関わる全ての構成員を対象に、意識の向上と浸透を図り、不正根絶に向けた啓発活動を実施する。
- (3) 公的研究費により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの周知を徹底する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- (1) 研究不正防止計画の推進は、学術研究所事務室が担う。
- (2) 学術研究所事務室は、統括管理責任者とともに不正防止計画をはじめとする本学全体の具体的な対策を策定、実施し、実施状況を確認する。
- (3) 学術研究所事務室は、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。
- (4) 学術研究所事務室は、内部監査室と連携し、不正を発生させる要因の把握に努める。
- (5) 統括管理責任者及び学術研究所事務室は、最高管理責任者が策定した基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。
- (6) 不正防止計画の策定に当たっては、優先事項を明確にするとともに、不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にする。
- (7) 不正防止計画は、内部監査の実施結果を活用し、定期的に点検し、必要な見直しを行う。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

- (1) 不正防止計画に沿った適正な予算執行に取り組む。
- (2) 学内説明会等による明確なルールへの周知、業者との癒着の発生を防止するため、実効性のある第三者によるチェックができる仕組みづくりを行う。
- (3) 不正な取引に関与した業者に対し、取引停止等の処分方針を定める。

5. 情報発信・共有化の推進

- (1) 公的研究費の使用に関するルール等について、機関内外からの相談に対応するための窓口を設置し、窓口寄せられた情報を適切に学内に伝達する体制づくりに取り組む。
- (2) 不正に関する調査手続を規程に定め、通報者の保護や関係者の守秘義務を徹底する。

6. モニタリングの在り方

- (1) 不正発生の可能性を最小化するため、本学全体の広範な観点からモニタリングを行い、不正防止計画の実施状況を検証する。
- (2) 内部監査室は、以下の内部監査を実施する
 - ア 財務情報に対する確認
 - イ 公的研究費の管理体制の不備の検証
 - ウ モニタリングの実施状況
 - エ 不正発生のリスクに対する検証
 - オ その他、理事長からの指示による確認
- (3) 監査の質を一定に保つため、監査手順を示したマニュアルを作成するとともに、監査手順の随時見直しを図ることにより、不正発生を未然に防ぐ効果的かつ効率的な監査を実施できるように努める。
- (4) モニタリング及び内部監査の結果については、次年度のコンプライアンス教育に反映し、類似した不正事例の発生を防止する。
- (5) 監事及び会計監査人と内部監査室がそれぞれの視点から、本学における不正発生要因や監査の重点項目について情報や意見の交換を行い、効率的、効果的かつ多角的な監査を実施できるようにする。